

○議長（吉田敏郎）

日程第7 議案第61号 あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、あしがり郷「瀬戸屋敷」の駐車場の利用料金に、大型自動車の区分を新設するため、あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

まちづくり部長。

○まちづくり部長（井上 新）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第61号 あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月3日提出、開成町長、府川裕一。

はじめに、今回の条例改正の趣旨について、御説明申しあげます。

今回の議案につきましては、提案理由にありますように、あしがり郷「瀬戸屋敷」の駐車場料金に、大型自動車の区分を新設するための改正を行うものです。

まず、経緯等でございます。あしがり郷交流拠点整備事業の施行に伴い、拡大される駐車場料金について、観光バス等の大型車両も駐車できるようになります。このため普通自動車と大型自動車の金額を分けて徴収する必要がありますので、令和2年4月1日から利用料金を新設させていただく御提案をするものでございます。

また、今回の条例改正は、駐車場拡大に伴う料金区分の新設のみで、交流拠点施設の整備に伴う施設の位置付けについての改正ではございません。これは交流拠点施設はあくまでも瀬戸屋敷の一部として既存の母屋、土蔵、案内所等と同等に設置条例の目的を達成するための一施設であるためでございます。

瀬戸屋敷の設置目的の一つである、農産業及び文化とのふれあいを通じた開成町らしい観光の振興を図る、これを実現するため、具体的な施設利用については指定管理者と協議を進めてまいります。

なお、今回の条例改正は、利用料金の上限額を設定するものであり、実際の利用料金設定については、指定管理者が条例の範囲内で町長の承認を得て定めることとなっていることを申し添えます。

それでは1枚おめくりいただきまして、議案の1ページになります。

開成町条例第 号 あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例の一部

を改正する条例。

あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例（平成２８年開成町条例第１３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧ください。上側が改正後、下側が改正前でございます。

別表（第１７条関係）利用料金です。改正前の１号、施設の表中、駐車場１回につき５２０円、これを改正後は、駐車場を普通自動車１回につき５２０円と大型自動車１回につき２千円に改定するものでございます。また、備考といたしまして、普通自動車と大型自動車の定義を追加をしております。

最後に附則といたしまして、この条例は令和２年４月１日から施行を予定しております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明は終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。

５番、茅沼議員。

○５番（茅沼隆文）

茅沼です。この瀬戸屋敷の設置及び管理に関する条例の一部を改正することで駐車場の件なのですけれども、こういうふうなものを設定するのはいいと思うのですが、ただ、設定しただけでは、この駐車場の利用が全く促進されないと。なので、大型自動車と書いてあるのは、バスのことだろうと思うのですが、このバスが来るようにするためにはどうしたら良いか。多分、旅行業者と提携をしたり、そういうふうな方面に、広く広報活動をしたりということに結びついてくるのだろうと思うのです。昨日の一般質問でも、設備をつくっただけで、何もアピールしなかったら、何も人が集まりませんよということを昨日も申しあげましたけれども、これに対する、何か施策は考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（遠藤孝一）

では茅沼議員の質問にお答えさせていただきます。議員御指摘のとおり、駐車場を拡大しただけで、単純にバスが来ていただくというようなことは考えてございませんが、現在は、大きなイベント、いわゆるあじさいまつりやひなまつりというようなことに伴って、この辺が年間を通じてというところでございますけれども、今後指定管理、その予定でありますけれども、指定管理者が決まった時に、この開業に向けて、どのような手を打っていくかということは、指定管理者とともに、知恵を出しながら進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかにございませんか。

2 番、佐々木議員。

○2 番（佐々木昇）

2 番、佐々木昇です。料金は、指定管理者が今後決めていくということなのですが、一つだけ聞きたいのですけれども、やはり今回駐車場を整備した中で、今後の駐車場料金を設定していくわけですが、この工事費、駐車場の工事費、これを今後の駐車場料金で、何年後までに、整備費とか、ツーペイにする。ツーペイという言い方が、ちょっと不適切かもしれませんが、というような観点からの考え方も必要かと思うのですけれども、この料金設定について、町としてのその辺の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（遠藤孝一）

では、佐々木議員の御質問にお答えさせていただきます。確かに駐車場を拡大して、そのかかったお金を回収するという考え方もあろうかと思いますが、現在としては、地方公共団体の駐車場料金というものをベースにはじき出しております。一般的には、普通車は500円、その4倍近くの面積を要する大型の料金については2千円ということではじき出しております。この辺の、常に有料にするかというような考え方もございますけれども、今のところは、やり方としてはあじさいまつり期間中に有料にしているというのが実際なのですけれども、その辺の駐車料金の取り方については、条例にしたとおり、指定管理者が決めるということができるというようになっていますので、その辺を協議しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第61号 あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（吉田敏郎）

お座りください。起立全員によって、可決されました。

